

香川県ホームページ広告表示基準

(目的)

第1条 この基準は、香川県ホームページへの広告表示を適正に行うため、香川県ホームページ広告事業実施要領（以下「要領」という。）に基づく広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の位置及び枠数)

第2条 要領第3条の規定による広告の位置及び枠数は、原則として次のとおりとする。

広告の位置

- ・縦位置 香川県ホームページ総合トップページ下部に配置されているテキスト「広告欄> 広告について」の次に表示
- ・横位置 香川県ホームページ総合トップページの画面中央に表示
ただし、枠数に応じて位置がずれる場合がある。

枠数 広告取扱業者が使用希望する枠数で、香川県と契約を締結した数

(広告の種類)

第3条 要領第5条第1項第1号の規定による広告の種類は、バナー広告とする。

(広告の規格)

第4条 要領第5条第1項第2号の規定による広告の規格は、原則として次のとおりとする。

大きさ 高さ54ピクセル・幅180ピクセル

形式 G I F 8 9 a、J P E G

データ容量 10キロバイト（10240バイト）以下

ただし、すべてのバナー広告の画像データ容量の合計は50キロバイト以下とする。

アニメーション なし

解像度 96 d p i

画像のA L T属性テキスト 「広告：」で始め、「広告：」を除き全半角問わず30文字以内

(広告の禁止表現)

第5条 要領第5条第1項第3号の規定による広告の禁止表現は、原則として次の各号に掲げるものとし、各号のいずれかに該当する場合は、その広告は表示しない。

(1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの

(例) 「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」等の表現、ラジオボタン等

(2) 実際には機能しないもの

(例) 入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニュー等

(3) 県の情報と錯誤するおそれのある表現、画像の使用

(例) 「香川県〇〇情報」と表示、香川県章の使用、親切的な青鬼くんなどのキャラクターの使用等

(4) その他広告の表現として適当でないと認められるもの

(広告の制限事項)

第6条 要領第5条第1項第4号の規定による広告の制限事項として、広告の表現、配色等で、閲覧者に不快感を与えるおそれがあると認められる場合は、その内容を制限することができる。

附 則

この基準は、平成17年10月26日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年2月2日から施行し、平成18年度事業から適用する。

附 則

この基準は、平成24年2月7日から施行し、平成24年度事業から適用する。

附 則

この基準は、平成27年1月23日から施行し、平成27年度事業から適用する。

附 則

この基準は、令和2年12月10日から施行する。